

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四十三条（略）

②・③（略）

④ 第一項ノ給付（厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七条第二十三項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ。

第四十三条（略）

②・③（略）

④ 第一項ノ給付（厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七条第二十三項ニ規定スル療養型病床群等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ。

第四十三条ノ三（略）

② 前項ノ申請ハ病院又ハ医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

）第七条第二項第四号ニ規定スル療養病床ヲ有スル診療所ニ付テハ同項ニ規定スル病床ノ種別（本条ニ於テ單ニ病床ノ種別ト称ス）毎ニ其ノ数ヲ定メテ之ヲ行フモノトス

第四十三条ノ三（略）

② 前項ノ申請ハ病院又ハ医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

）第一条の五第三項ニ規定スル療養型病床群（本項ニ於テ單ニ療養型病床群ト称ス）ヲ有スル診療所ニ付テハ同法第七条第二項ニ規定スル病床ノ種別（診療所ニ設置スル療養型病床群ニ係ル病床ニ付テハ同項ニ規定スル其ノ他ノ病床ト看做ス本条ニ於テ單ニ病床ノ種別ト称ス）毎ニ其ノ数ヲ定メテ之ヲ行フモノトス

③（略）

④ 都道府県知事第二項ノ病院又ハ診療所ニ付保険医療機関ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一二該当スルトキハ其

③（略）

④ 都道府県知事第二項ノ病院又ハ診療所ニ付保険医療機関ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一二該当スルトキハ其

ノ申請ニ係ル病床ノ全部又ハ一部ヲ除キテ其ノ指定ヲ行フコトヲ得

一 当該病院又ハ診療所ノ医師、歯科医師、看護婦其ノ他ノ従業者ノ人員ガ医療法第二十一条第一項第一号又ハ第二項第一号ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル員数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル員数ヲ満タサザルトキ

二 当該申請ニ係ル病床ノ種別ニ応ジ医療法第七条の二第一項ニ規定スル地域ニ於ケル保険医療機関ノ病床ノ数ガ其ノ指定依リ同法第三十条の三第一項ニ規定スル医療計画ニ於テ定ムル基準病床数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル数ヲ超ユルコトトナルト認ムル場合（其ノ数ヲ既ニ超エタル場合ヲ含ム）ニシテ当該病院又ハ診療所ノ開設者又ハ管理者ガ同法第三十条の七ノ規定ニ依ル都道府県知事ノ勧告ヲ受ケ之ニ從ハザルトキ

三・四 (略)

5 (5) 10 (略)

ノ申請ニ係ル病床ノ全部又ハ一部ヲ除キテ其ノ指定ヲ行フコトヲ得

一 当該病院又ハ診療所ノ医師、歯科医師、看護婦其ノ他ノ従業者ノ人員ガ医療法第二十一条第一項第一号若ハ第一号の二又ハ第二項第一号ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル員数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル員数ヲ満タサザルトキ

二 当該申請ニ係ル病床ノ種別ニ応ジ医療法第七条の二第一項ニ規定スル地域ニ於ケル保険医療機関ノ病床ノ数ガ其ノ指定ニ依リ同法第三十条の三第一項ニ規定スル医療計画ニ於テ定ムル必要病床数ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル数ヲ超ユルコトトナルト認ムル場合（其ノ数ヲ既ニ超エタル場合ヲ含ム）ニシテ当該病院又ハ診療所ノ開設者又ハ管理者ガ同法第三十条の七ノ規定ニ依ル都道府県知事ノ勧告ヲ受ケ之ニ從ハザルトキ

三・四 (略)

5 (5) 10 (略)